

建設工事見積心得

(総則)

第1条 留萌市が発注する工事請負（業務委託）に係る見積書の提出に当っては、別に定めるもののほかこの心得を承知して下さい。

(見積り合せ)

第2条 見積り合せの参加者は、通知文書、仕様書、設計図書及び関係書類を確認し、見積書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して、誓約事項（別添1）を承諾し、提出して下さい。

2 見積り合せの参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

(注) この条項は、同一期日に同一場所において見積り合せを行う場合に適用する。

(代理)

第3条 見積書を提出する者は、代理人をして見積書を提出させようとするときは、当該見積書の提出までに、その旨を証する書面（委任状）を契約担当者に提出しなければなりません。この場合において、見積書には、見積書提出者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して見積書を提出するものとします。

2 見積書提出者又はその代理人は、当該見積書の提出に対する他の見積書提出者の代理をすることはできません。

3 見積書提出者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を見積書提出者代理人とすることはできません。

(見積書の書換え等の禁止)

第4条 見積書提出者又はその代理人は、その提出した見積書を書き換え、引き換え又は撤回することができません。

(無効とする見積書の提出)

第5条 次の各号のいずれかに該当する見積書の提出は、無効とする。

- (1) 記載金額その他入札要件が確認できない見積書の提出
- (2) 記載金額を加除訂正した見積書の提出
- (3) 記名押印がない見積書の提出
- (4) 見積提出者又はその代理人が同一事項について二以上の見積書を提出したときの見積書の提出
- (5) 代理人が2人以上の者の代理をして行った見積書の提出
- (6) 見積提出者が同一事項について他の見積提出者の代理をしたときの双方の見積書の提出
- (7) 無権代理人がした見積書の提出
- (8) 見積書の提出に関し不正の行為があった者の見積書の提出
- (9) その他見積書の提出に関する条件に違反した見積書の提出

(契約の相手方の決定)

第6条 有効な見積書の提出を行った者で、かつ、予定価格の範囲内で最低の価格で

見積もりしたものを原則として契約の相手方とします。

2 契約の相手方の決定は、通知した場所において見積書の提出後直ちに見積書提出者又はその代理人の面前で行います。また、見積書を事前に提出している場合は、当方より見積書提出者全員に契約の相手方に関する決定事項の連絡をいたします。

3 契約の相手方となるべき価格で見積書を提出したものが2人以上いる場合は、くじ引きにより相手方を決定することがあります。

なお、くじ引きを行う場合において、くじを引かない者があるときは、当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせます。

4 見積り合せの結果、相手方を決定するに至らない場合は、直ちに見積り合せの参加者で再度の契約担当者を行います。

(注) 第2項から第4項までの規定は、同一期日に同一場所において見積り合せを行う場合に適用する。

5 第2条第1項に規定する誓約事項に抵触することが認められたとき又は警察当局より留萌市暴力団排除条例（平成24年留萌市条例第28号）第2条に該当する旨の通知があったときは、落札決定を取り消すことがあります。

(契約の締結)

第7条 契約の相手方として決定されたものが当該契約を締結しようとするときは、契約担当者の作成した契約書に記名押印の上、契約相手方として決定された日から7日以内に契約担当者に提出しなければなりません。ただし、第2条第1項に規定する誓約事項に抵触するおそれがあると認めるときは、契約を保留し調査することとなります。

2 前項の調査により誓約事項に抵触しないことが認められたときは、速やかに当方より落札決定者にその旨連絡をし、契約を行うものとします。

(契約保証金等)

第8条 契約を締結しようとする者（契約保証金の納付を免除されているものを除く。）は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、市を被保険者とする履行保証保険証券を提出したとき若しくは公共工事履行保証証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の履行補償保険は、定額（定率）てん補特約のあるものとし、かつ、保険期間が工事の始期から引き渡し完了予定日までの期間以上のものでなければなりません。

3 第1項の公共工事履行保証証券は、保証期間が工事の始期から引き渡し完了予定日までの期間以上のものでなければなりません。

(見積り合せの取りやめ等)

第9条 契約担当者が見積り合せを公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、見積り合わせを延期し、又は取りやめることがあります。

(注) この条項は、同一期日に同一場所において見積り合せを行う場合に適用する。

(見積書提出の辞退)

第 10 条 見積り合せの参加者として通知を受けた者は、見積り合せの執行の完了に至るまでは、いつでも見積り合せの参加を辞退することができます。

2 見積り合せの参加者として通知を受けた者は、見積り合せの参加を辞退するときはその旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

(1) 見積り合せの執行前であっては、その旨を文書又は口頭により契約担当者に連絡すること。

(2) 見積り合せの執行中であっては、その旨を口頭により契約担当者を執行する者に連絡すること。

3 前項により見積り合せの参加を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取り扱いを行うことはありません。

(注) この条項は、同一期日に同一場所において見積り合せを行う場合に適用する。

別添 1

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、見積り書の提出をもって誓約します。

なお、市が必要な場合には、警察に照会することについて承諾します。

記

1 法人等（個人、法人または団体を言う。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与しているものを言う。）が、留萌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年留萌市条例第 28 号）第 2 条に規定する暴力団または暴力団員（以下「暴力団等」という。）である。

2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的を持って、暴力団等を利用するなどしている。

3 役員等が、暴力団等に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団等の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

4 役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している。